

前田の《ちょっと経営を考えよう》第312回

今回は民法改正について一言。改正の主たる内容は下記の通りです。税務・経営的にも影響するところがあるかと思われますので、注意してお読み下さい。

1. 短期消滅時効の廃止

今まで、時効が1～3年とされていた短期消滅時効が、時効10年に統一されました。(呑み屋のツケ、病院の診療代、建築工事の設計代金等)消滅時効に係った債権は損金経理が出来ましたが、これが難しくなりますね。

2. 法定利率(過払い金支払請求権などに使用)が5%から3%へ引き下げ

3. 個人が保証人となる、根保証契約に「限度額」の設定を義務化

これは、就職時の身元保証契約にも適用されます。改正後の身元保証契約は、事業資金の借入を保証する際、公正証書の作成を義務づけます。

4. 瑕疵担保責任の内容が次のように変わります。

「目的物の種類または、品質に関して、契約の内容に適合しないとき損害賠償など、と変わる。さらに、取引先が契約不適合を知って、1年以内は責任追及の余地が開ける」

住宅のリフォーム、システム開発などに当てはまります。契約の内容が重要ですので、契約内容に関する議案書などをしっかり保管しておきましょう。

今回の改正は、時代に合った合理的な改正かと思われますが、逆に知らないと損をする項目も含まれています。この改正は2020年から施行される予定なので、この間、是非勉強していきましょう！！

前田の《今人生を語る》第217回

めざめよ日本人 (139)

日本・米国・中国・韓国の4カ国に絞って、高校生の「自己価値評価」の比較をした結果、「自分は価値ある人間だ」と思っている学生の割合は、日本が一番低く、反対に「自分はダメな人間だ」という割合が最も高くなっています。これはいったいどうしたことでしょうか？若者のこうしたマイナス思考や根拠のない劣等感、どうして蔓延したのでしょうか？

①偏差値教育の弊害

②親自体の劣等感(自分たちが社会に貢献できていない存在だと思っている)

③社会の風潮

等など考えられますが、皆様どう思われますか？子供達にどう教えますか？

参考：明石伸子氏 「あなたは価値ある人間ですか？」

参考：下村前文科省 「教育投資が日本を変える」

【消費税の還付】

松村 英治

消費税は、「売上に係る消費税額」から「仕入れに係る消費税額」を差し引いて、納付すべき消費税額を算出します。従って、「売上に係る消費税額」よりも「仕入れに係る消費税額」が多ければ、その差額が還付される事になります。

＜消費税還付例① 諸経費が多額であるケース＞

売上に比べ給料や租税公課等を除く諸経費(いわゆる課税仕入れ)が多い場合、支払った消費税等が多くなるため、消費税還付を受ける可能性が高くなります。

※注意点

仕入れ税額控除を行う場合には、帳簿の記載と請求書等の保存が要件となります(この保存がない場合には、仕入れ税額控除は認められません)

＜消費税還付例② 不動産等を購入したケース＞

課税仕入れとなる高額の不動産等を建築・購入することで、支払った消費税等が多くなり、消費税還付を受ける可能性が高くなります。

※注意点

このケースにおいては、不動産の購入・建築・売買・賃貸借に係る消費税の取り扱いを慎重に検討しなくてはなりません。

⇒課税事業者か否か？

課税売上割合・課税期間・調整対象固定資産の取得などを検討する必要があります。また、その年のみではなくて複数年にわたって検討する必要があります。

＜消費税還付例③ 主な取引が輸出販売であるケース＞

消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供などに課税されます。したがって、課税事業者が輸出取引や国際輸送などの輸出に類似する取引として行う課税資産の譲渡等については、消費税が免除されます。これは「消費税は、外国で消費される物には課税しない。」という考えに基づきます。ゆえに、主な取引が輸出販売である場合には、支払った消費税が多くなり、消費税還付を受ける可能性が高くなります。

※注意点

輸出免税の適用を受けるためには、輸出許可証などの書類が必要になります。(役務提供などの場合は契約書等)